

昭島市立東小学校 いじめ防止基本方針

令和8年3月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

2 いじめの未然防止

《学校全体》

- ・ 全校朝会等で校長が定期的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ防止のための取組やあいさつ運動など)
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・ 児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 「いじめ問題」の解決に向け、学校、家庭、地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等で伝え、理解と協力を依頼する。
- ・ 縦割り班活動を通して、異年齢の児童で協力したり、よりよく交流したりして、学校生活の充実、向上を図る。
- ・ 児童一人一人の居場所づくり、児童同士のきずなづくりのための具体的な取組について考え、いじめが起きにくい学級環境、学校環境の醸成に努める。

《学級担任等》

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・ 児童が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ いじめに関する授業を学級活動や道徳等の学習で、学期に1回程度(年に3回)実施する。

3 早期発見のための措置

《学校全体》

- ・ 学期に一回いじめに関する調査を実施し、その結果を「いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ・ 児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、日記、生活指導夕会等を活用)
- ・ 個人面談や家庭訪問、保護者会等の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

4 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と運動）

○ 早期対応

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導部員、養護教諭、特別支援教室主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する

- ・ いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。

② 被害児童・加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む。

- ・ 被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・ 加害児童に対する組織的、継続的な観察や指導、スクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・ いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

③ 教育委員会・関係機関との連携を進める

- ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。

④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する

- ・ 保護者面談（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ PTA と連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生は疑いのある場合も含めて昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導、支援の下、一体となって対応にあたる。
- ・ 昭島市教育委員会の指導、支援の下、「いじめ対策委員会」により、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者等への対応にあたる。

「組織的ないじめ対応の流れ」

